

第 23 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和3年2月18日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第37号 令和2年度熊本県一般会計補正予算（第16号）

専第 37 号

令和2年度熊本県一般会計補正予算（第16号）

令和2年度熊本県の一般会計の補正予算（第16号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 13,311,642千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,101,250,680千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年1月15日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金		千円 284,371,054	千円 13,412,442	千円 297,783,496
	1 国庫補助金	211,504,492	13,412,442	224,916,934
2 諸収入		114,363,777	△ 100,800	114,262,977
	1 雑入	9,998,294	△ 100,800	9,897,494
歳入合計		1,087,939,038	13,311,642	1,101,250,680

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 商 工 費		千円 123,416,978	千円 13,311,642	千円 136,728,620
	1 商 業 費	113,267,333	13,311,642	126,578,975
歳 出 合 計		1,087,939,038	13,311,642	1,101,250,680